

国民年金保険料の免除・納付猶予申請をする方は**所得申告**が必要です！

収入の減少や失業等により保険料を納めるのが難しい場合、一定額の所得以下であれば、保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用することができます。

ただし、この制度では**申請年度の前年所得の審査がありますので、所得申告が必要です。**

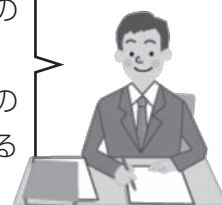
また、今年6月分までの保険料全額免除または納付猶予が認められている方で、今年7月分から来年6月分までの免除・納付猶予申請を継続される方についても、所得審査がありますので、令和元年分の所得申告が必要です。

◇**免除の場合の所得審査対象者** 申請者本人・申請者の夫または妻（別居中を含む）・世帯主

◇**免除の場合の所得基準**

免除の種類	所得基準
全 額 免 除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円
4 分 の 3 免 除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半 額 免 除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4 分 の 1 免 除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

申請年度の
前年所得が、
左表計算額の
範囲内である
こと。



◇**納付猶予の場合の所得審査対象者** 申請者本人・申請者の夫または妻（別居中を含む）

◇**納付猶予の場合の所得基準** (扶養親族の数+1)×35万円+22万円

20歳前の傷病による障害基礎年金を受けている方も**所得申告**が必要です！

20歳前に傷病を発症し、その初診日において**20歳未満**であった方の障害基礎年金については、本人が国民年金保険料を納めていないことから、所得制限が設けられているので、所得申告が必要です。

障害基礎年金以外に収入がない場合でも、**所得申告が必要です。**

令和元年分の所得申告がお済みでない方は、**6月中**に所得申告をしてください。

4ケタの年金コード
が「26」または「63」で
始まる方が対象です。



年金相談をご利用ください

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続きをお受けしますのご利用ください。

なお、相談を希望する方は、田辺年金事務所への電話予約が必要です。

電話予約は各相談日の**1か月前**からできます。

相 談 日	相 談 場 所
令和2年 6月18日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
// 7月16日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
// 9月17日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
// 10月15日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
// 11月19日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室
令和3年 1月21日(木)	市 役 所 5 階 会 議 室
// 2月18日(木)	市 役 所 5 階 会 議 室
// 3月18日(木)	市 役 所 3 階 会 議 室

◇**相談時間** 10:00~11:30、13:00~15:00

◇**電話予約** 田辺年金事務所 お客様相談室
☎0739-24-0432

◇**電話予約方法**

自動音声による案内が流れます。「最初の案内で
プッシュボタン①を押し、次の案内でプッシュボ
タン②を押す。」か、「番号を押さず、自動音声案内
終了後に職員が応答するまでお待ちください。」